



新年のごあいさつ

月潟村長

金子 由 征

あけましておめでとうござ

います。輝かしい昭和六十年の新春を迎え、皆様には益々御健勝で御活躍のこととお慶び申し上げます。旧年中は公私にわたり一方ならぬ御指導御協力を賜り、心から感謝をいたし厚く御礼を申し上げます。

さて皆様におかれましては年末からの豪雪により大変ご苦勞をされておることご推察申し上げます。村と致しましては全力をあげて除雪、排雪をいたしておる訳でありましてが十二月としては戦後一番の豪雪ということで皆様に大変ご迷惑をおかけしておることをご心からお詫び申し上げます。

年頭のごあいさつ



月潟村議会議長

新年あけましておめでとうございます。近年まれにみる豪雪の中で

私も就任以来三年目の新年を迎えた訳であります。景気の動向も中央においては、大企業を中心に回復も盛んになってきていると言われておる現在であります。地方においては、まだまだ厳しい状況であります。

また地方自治体におきましても、国の行政改革の地方自治体への転嫁等の影響を受け、昨年にも劣らず厳しい状況が続く訳であります。しかしながら住民の多様化する要望等にも、行政の責任者として応えていかなければならぬと考えております。すなわち限られた財源を効率的に配

分して、住民の行政需要に添えるため計画的な行政を推進していかねばと考えております。昨年は関係各位の御努力、御協力を頂きまして、果樹農家待望の選果場の竣工をみましたことは、月潟村が推進しております。米、果樹を中心とした複合経営に、大きく貢献するものと期待をしておる次第であります。

さて六十年度は環境整備は農村総合整備モデル事業を中心として、そのうえに単独事業を組合せ、より良い生活環境を作りあげていきたいと考えております。特にモデル事業におきましては、集落排水

施設、農業用排水路が全て完了致しますので、本年度は、集落整備に着手するとともに、住民の要望の大きい多目的施設の箱物を単年度で竣工をみるよう努力してまいりたいと考えております。

農業振興につきましては、新農構の前期対策を一年間延長して六十一年度までとし、樹園地の造成、並びに農道の整備を行い、又後期対策として、全村を対象とした農業振興政策の計画を立案してまいりたいと考えております。

地元商工業の発展のために産業育成資金、近代化資金の充実等、商工会と協力し、又商工会から要望のありました村道四号線の改良整備を行い、商工業の活性化を計ってまいりたいと思っております。

又昨年は村民の絶大なる御協力のもとで、無火災一千日、し格別なる御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年は、内外ともに厳しい社会経済情勢のもとで地方行政政をめぐる環境が一段と悪化した年でありましたが、このような中においても本村においては健全財政確立への努

神 保 善 二

はますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、旧年中は私をはじめ村議会に対

ります。

地方自治体に対する住民の要望、期待はますます高まりつつ複雑、多様化しております。いよいよ今年から昭和六十年代に入るわけでありまして、この時期こそ来るべき二十一世紀にむけての足固めをし、新しい時代の要請に応える行政政を確立しなければ

ならない極めて重要なときであると考えております。我々議会と執行部はその本分をわきまえて、一丸となつてこの局面に当り、また村民各位の英智を結集しこの時期を乗り切り、地域の発展と福祉の向上に努めなければならぬと考えております。今後とも清心な議会活動を

通じ村民各位の付託にお応えすべく努力いたす所存でございますので、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

議会だより

一般会計補正 予算などを審議

第四回定例会

昭和五十九年第四回定例会が十二月十八日招集され、二十一日までの会期四日間で開催されました。

この定例会に付議された議件は字の変更一件、条例改正二件、補正予算三件の計六件で、それぞれ次のとおり決まりました。

(以下審議概要)

○議案第四十五号 字の変更について

月潟村と潟東村との境界変更(昭和五十八年議案第五十六号既報)に伴い当村に編入された「新飯田潟字上新田」と「同下新田」を、大字釣寄

れたように厚生省を中心に補助率二分の一を超える補助金の一部について補助率を一割削減し、地方自治体に負担を転嫁するなど、地方行政をめぐる環境は極めて厳しいものとなっております。特に補助事業に依らざるをえない本村にとつて、ますます厳しい行政財政運営を強いられることとな

○議案第四十六号 月潟村老人医療費助成に関する条例の一部改正

この制度は、六十五歳以上のねたきりの方の医療費を助成するものですが、このたび健康保険法の名称変更や社会保険被保険者も一部負担が始まったことなどにより、条例内容をそれぞれ改正するもの

(原案可決・全会一致)

○議案第四十七号 月潟村職員給与に関する条例の一部改正

国家公務員給与の改正に伴い村職員給与を改正するものです。改正内容は国に準じ、三・四％の引き上げとなりま

(原案可決・全会一致)

○議案第四十八号 昭和五十九年度一般会計補正予算(第四号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ五、二九一八千円を追加し、総額を十億七、五四五万八千円とするものです。

歳出の主なもの新農業構造改善事業三、八七八万三千円、給与改定分七十一万九千

臨時職員の退職手当組合加入負担金三九一萬一千円、児童遊園整備工事一九六万円などです。

歳入の主なもの村税一、三三〇万円、県支出金二、七一二万三千円、財政調整基金から一、一〇〇万円を繰り入れました。

(原案可決・全会一致)

○議案第四十九号 昭和五十九年度国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めることについて

歳入歳出それぞれ四万四千円を追加し、総額を一億九、六六六万三千円とするものです。

去る十月一日から退職者医療制度が始まりましたが、こ